

小郡市監査委員公表第11号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年2月28日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年5月2日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 井上 勝彦

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第5号（令和4年2月4日付 農業振興課）分

..... 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第5号（令和4年2月4日付 農業振興課）分

	監査の結果	措置の状況
1	指摘事項（1）補助金の交付について適正な事務を求めるもの 産地パワーアップ事業費補助金において、12月補正で予算を計上しているが、予算計上前の9月9日に補助金交付決定を行っていた。 市は申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金等の交付について、法令及び予算等に照らして適否を決定するものとなっている。補助金交付を行う際には、適正な事務を行われたい。	9月9日付の補助金等交付決定通知書を農業者より回収し、12月補正後の補助金等交付決定通知書を交付した。今後は予算計上されているかを確認し、法令及び予算等に適した事務処理を行うように努めていく。